

あなたの国民年金

パート⑧



ねんきんななちゃん

女性の方
こんな時届出を
忘れないでね!!



会社を退職し自営業者と結婚したとき



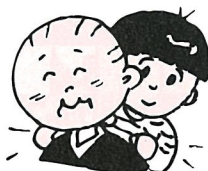
子供ができて会社を退職しサラリーマンの夫の扶養になったとき



夫が転職したとき



65歳になったとき



夫の扶養からはずされたとき



子供が大きくなり、就職や転職をしたとき



夫が定年退職したとき



夫が退職し自営業になったとき



共働きであった妻が退職し夫の扶養になったとき



お知らせ

これまで、国民年金・厚生年金・船員保険の年金を受けている方へは、支払（振込）額を年6回の支払いの都度お知らせしていました。

平成10年度からは、1年間の支払の内訳を6月にまとめてお知らせすることになりました。通知が届かなくても年金は支払目になるとあなたの口座へ振込まれます。

国民年金普及指導委員さんが代わりました。

今まで白浜地区を担当していただいた、仲村頼斎さん（尾垂六区）から大木道雄さん（関）になりました。



担当地区 尾垂五区・尾垂六区・白磯・関
国民年金についてわからないことがある時は、気軽に相談してください。

問い合わせ 住民課 国保年金係
☎ (84)1211 内線 156・157

